

令和7年度 神奈川県被災宅地危険度判定士養成講習会 (新規対象者 及び ブラッシュアップ対象者)※受講の御案内

※ 裏面「受講対象者（資格要件）」のうち、新規対象者は1から3のいずれかを満たす方、ブラッシュアップ対象者は4を満たす方（判定技術維持等のため受講を希望される方）となります。

主 催 神奈川県建築物震後対策推進協議会(県及び33市町村で構成)

開催趣旨 被災宅地の危険度判定制度は、大規模な地震又は大雨等により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、市町村からの要請を受けた被災宅地危険度判定士が危険度判定を実施し、宅地の二次災害を軽減・防止し、住民の安全の確保を図ることを目的としています。
本講習会は、被災宅地危険度判定士の養成を目的とし、オンライン形式（オンデマンド型）で開催するものです。

開催期間 令和7年11月20日（木）から令和8年1月15日（木）まで

申込方法 受講希望者は、別紙の「受講申込書」に必要事項を記入の上、令和7年11月14日（金）までに下記事務局あてメールで申込みください。
※ 行政の方は、必ずLGWANメールで申込みください。

受講方法 申込み受付後、オンライン講習会用のURLとパスワードを講習会開始日前までにメールにて送付しますので、開催期間内に受講してください。

認定申請方法（受講後） 講習会受講後、設問に回答することで、認定申請書等のダウンロードページに進むことができますので、新規対象者の方は認定申請書等に必要事項を記入の上、令和8年1月23日（金）必着で下記事務局あて郵送してください。
(認定申請書等に不備があると、認定されない場合もありますのでご注意ください。) 認定後は認定証を交付します。
なお、新規対象者が複数いる場合は、貴市町村でとりまとめの上、送付いただきますようご協力をお願いします。

事務局 〒231-8588 横浜市中区日本大通1
神奈川県 県土整備局 建築住宅部 建築安全課 建築安全グループ
TEL: 045(210)6257(直通) FAX: 045(210)8884
Eメールアドレス: kensi.bousi@pref.kanagawa.lg.jp

《受講対象者（資格要件）》

下記の 1 から 4 のいずれかを満たす方が受講できます。

ただし、当協議会のホームページを閲覧し、講習会資料等のダウンロードができる方。

■ 新規対象者

県及び県内市町村の職員等で、次の「資格要件」のいずれかに該当する方

※神奈川県内に「居住地」又は「勤務先所在地」がない場合は、受講及び認定できません。

〔資格要件〕

1 神奈川県被災宅地危険度判定士認定要綱第 3 条第 1 項第 1 号該当

宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第22条各号又は都市計画法施行規則第19条第1号イからチに規定する設計者の資格を有する。

2 神奈川県被災宅地危険度判定士認定要綱第 3 条第 1 項第 2 号該当

国又は地方公共団体等の職員（職員であった者を含む。）で、国又は地方公共団体の職員として土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して 3 年以上の実務経験を有する。

3 神奈川県被災宅地危険度判定士認定要綱第 3 条第 1 項第 3 号該当

国又は地方公共団体等の職員（職員であった者を含む。）で、国又は地方公共団体の職員として宅地開発に関して10年以上の実務経験を有し、神奈川県知事の認定を受けている。

■ ブラッシュアップ対象者

4 神奈川県被災宅地危険度判定士認定証を既にお持ちの方で、判定技術維持等のため受講を希望される方